

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

（令和元年分以降用）

受贈者の氏名		贈与者の氏名	
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます ^(注) 。 （適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）			
(注) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受けるときには、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。			
<input type="checkbox"/> 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）			
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			

1 経済的利益に係る医療法人

① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	
		医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。			
(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。			

2 経済的利益の明細

医療法人の持分に係る経済的利益			
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。	放棄年月日	年 月 日
		経済的利益の価額	a

3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（(①-②)の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額

イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (④の金額を転記します。)	A	00円	
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	00円
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (* 以下の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算明細のe欄の金額を転記します。)	B	円

* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ(ロ)に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

4 医療法人の持分に関する事項

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式第7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	年 月 日

5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細

医療法人の持分				
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	b	円
② 基金拠出の直前の持分	受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。	拠出年月日		年 月 日
		持分の価額	c	円

6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算

① 基金として拠出した額	d	円
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c-d）		円
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）		円
④ 医療法人持分税額控除額 (3の④ × (②/③) ^(注) の金額 (注) 「②/③」の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の④の金額	e	円

※ 税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認		
----------	---------	---	----	----	--	--

※欄には記入しないでください。

《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
 - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
 - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
 - 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（(3)の特例の適用を受ける場合には、(1)又は(2)の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び(3)の特例の「□」にレ印を記入します。）。
なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
 - 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
 - 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
 - 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
 - ②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
 - ③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
 - ④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。
なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。
- 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
 - ⑤欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。
なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)に該当するときには④欄の金額を、(ロ)に該当するときには④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金抛外型医療法人へ基金を抛出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑤欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑧」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑨」欄に転記します。
- 「基金抛外型医療法人へ基金を抛出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金抛外型医療法人に基金を抛出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(ロ)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。
なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(イ)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式第7）の提出年月日を記入します。
 - ②欄は、医療法人の基金抛外型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金抛外型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄の「持分の価額」（b）欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - ②欄の「抛出年月日」欄には、医療法人が基金抛外型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金抛外型医療法人の基金として抛出したときのその抛出の年月日を記入し、「持分の価額」（c）欄には、受贈者が基金抛外型医療法人への基金の抛出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、医療法人が基金抛外型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金抛外型医療法人の基金として抛出したときのその抛出した額を記入します。
 - ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。
また、その算出した医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(ロ)のB欄に転記します。